

柏崎市ものづくり産業 雇用維持奨励金

補助対象者 以下の①~②全てに
該当する市内事業者

- ① **製造業を主たる事業**として営む、市内中小企業者
- ② **雇用調整助成金等の助成率が、「事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の助成率(※)」**である者

まずはこちら

(国) 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

※10/10又は9/10



(制度詳細)

対象事業主	① 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、活動が縮小している。 ② 最近1か月間の売上高または生産量などが、前年同月比▲5%以上(比較月の特例措置あり) ③ 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。
支給額	上限9,000円※(1人あたり)×休業日数(令和4年3月~9月※) →業況特例又は、地域特例の場合は上限15,000円 上限8,355円※(1人あたり)×休業日数(令和4年10月~11月※) →業況特例又は、地域特例の場合は上限12,000円 上限9,000円※(1人あたり)×休業日数(令和4年12月~令和5年1月※) →業況特例(特に業況が厳しい事業主)のみ該当
申請期限	申請期限は、対象の月から2か月以内
申請先	ハローワーク柏崎 0257-23-2140

※判定基礎期間の初日が含まれます。

(補足) 雇用保険被保険者に対する休業手当等が「雇用調整助成金」、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当が「緊急雇用安定助成金」の対象となります。

市が追加補助

上限
300
万円

市追加補助の計算

休業手当 × 1/10 (1円未満切捨て)

・2020年4月1日から**2023年1月31日までの期間を1日でも含む判定基礎期間(※)**に支払われた休業手当が対象

- ※ 緊急事態宣言の解除・延長等により、対象期間を延長する場合があります。
- ・市内事業所で働く従業員分の休業手当に限る
- ・雇用調整助成金等の支給決定の都度、申請可能。ただし通算で上限額に達するまで。(2020年度~2023年度の合計で、上限300万円)

申請期限

雇用調整助成金等の支給決定日から**3か月以内**

申請方法

step1 (事業者 ↔ 国)

雇用調整助成金等の
支給申請
⇒ 支給決定

step2

(事業者 → 市)

市補助金の交付申請

市の審査完了後、

7 日以内に口座振込



(柏崎市HP)

添付書類

- 雇用調整助成金等の支給決定通知・提出書類の写し
- 通帳(振込先口座が分かるもの)の写し

問合せ先
申請先

TEL 0257-21-2326

〒945-8511 柏崎市日石町2-1

E-mail monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp

柏崎市ものづくり振興課



かしわざき